

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
第一条（略） 2 次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、<u>单身赴任手当及び転居手当を支給する。</u> 3（略） 附 則 第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、<u>当分の間、</u>第二条の規定にかかわらず、<u>六十八万七千円とすることができる。</u> 別表（第二条関係）				第一条（同上） 2 次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、<u>单身赴任手当を支給する。</u> 3（同上） 附 則 第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、<u>当分の間、</u>第二条の規定にかかわらず、<u>六十六万四千円とすることができる。</u> 別表（第二条関係）			
区 分	俸 給 月 額	検 事 総 長	次 長 検 事	区 分	俸 給 月 額	検 事 総 長	次 長 検 事
東京高等検察庁検事長	<u>一、三九九、〇〇〇円</u>	<u>一、五七四、〇〇〇円</u>	<u>一、二八八、〇〇〇円</u>	東京高等検察庁検事長	<u>一、三五八、〇〇〇円</u>	<u>一、五二八、〇〇〇円</u>	<u>一、二五〇、〇〇〇円</u>

検 											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

検 											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号
四四〇、五〇〇円	四七五、四〇〇円	四九三、五〇〇円	五六九、〇〇〇円	六二七、〇〇〇円	二八六、二〇〇円	二九〇、〇〇〇円	二九六、四〇〇円	三〇五、二〇〇円	三二四、〇〇〇円	三三三、三〇〇円	三五〇、五〇〇円	三六五、七〇〇円

五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号
四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	四七七、一〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円	三一、六〇〇円	三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円

副 検 事											
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
二六七、三〇〇円	二七五、九〇〇円	二八六、二〇〇円	二九〇、〇〇〇円	二九六、四〇〇円	三〇五、二〇〇円	三二四、〇〇〇円	三三三、三〇〇円	三五〇、五〇〇円	三六五、七〇〇円	三九四、七〇〇円	四一九、二〇〇円

副 検 事											
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
二五七、八〇〇円	二六六、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円	三一、六〇〇円	三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円